



# 港北区 消費生活相談情報<速報値>

～令和6年9月 涼秋号～

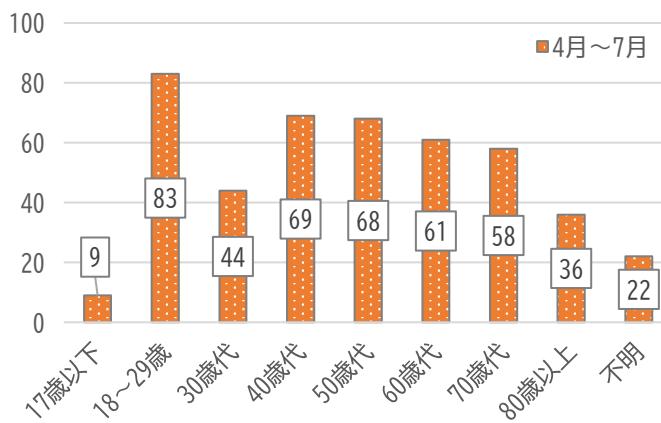


## ◇消費生活相談件数



令和6年度累計  
450

## ◇年代別件数



## ◇主な契約のきっかけ別件数

4月～7月
SNS SNSをきっかけとして商品やサービスの勧誘等をするもの。
定期購入 一定の金額を払うことで定期的に商品を購入する契約。
点検商法 点検と称して来訪し事実と異なることを言って商品やサービス等を契約させる商法。
電話勧誘 電話で商品やサービスの勧誘等をするもの。

## ◇商品・役務別ランキング（令和6年4月～7月受付分）

1位	不動産賃借	30	新築の賃貸マンションに入居後、2年で退去した。後日高額な修繕費用やクリーニング代を請求された。普通に使っていたのに納得できない。
2位	商品一般	27	クレジットカードの利用明細に身に覚えのない請求が含まれていた。カードが不正利用されたようなので返金してほしい。
3位	役務その他サービス	21	スマホに「ウイルス感染」と警告画面が表示され、驚いて同意ボタンを押してしまった。個人情報の漏えいが心配だ。

## ◇相談事例



### ～給湯器の点検商法に注意～



「給湯器の無料点検をする」と言って、突然自宅に来訪した事業者に点検を依頼した。

点検後に「すぐに交換しないと危険だ」と言われ、不安になり50万円の給湯器交換工事の契約をしてしまったが、高額であり不審なので解約したい。（70歳代 男性）

突然訪問して給湯器の無料点検を持ち掛け、不安をあおって高額な給湯器の交換を迫る手口が多く見られます。中には「自治体から委託を受けた」、「契約中のガス会社から依頼された」などと身分を偽るケースもみられます。

●訪問販売事業者は勧誘に先立って、①事業者名、②契約の勧誘が目的であること、③勧誘しようとする商品等の種類を明らかにする義務があります。無料点検と言わっても安易に点検させず、ガス会社等に確認しましょう。

●点検後に購入を勧められても、その場で契約しないようにしましょう。

もし、訪問販売で契約をしてしまっても、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。

●購入する場合は、複数社から見積りを取るようにしましょう。



●  
国民生活センター  
給湯器の点検にご注意ください



# 横浜市 消費生活相談情報<速報値> ~令和6年9月 涼秋号~

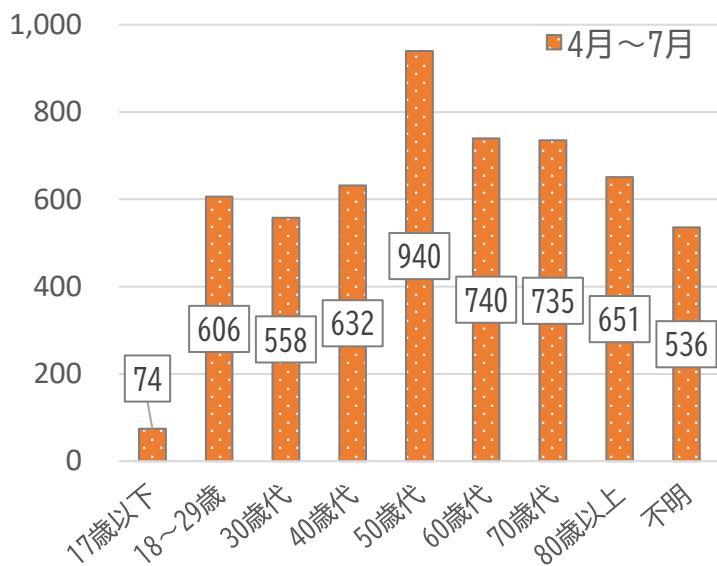


## ◇消費生活相談件数



令和6年度累計  
5,472

## ◇年代別件数



## ◇主な契約のきっかけ別件数

4月~7月
SNS SNSをきっかけとして商品やサービスの勧誘等をするもの。
定期購入 一定の金額を払うことで定期的に商品を購入する契約。
点検商法 点検と称して来訪し事実と異なることを言って商品やサービス等を契約させる商法。
電話勧誘 電話で商品やサービスの勧誘等をするもの。

## ◇商品・役務別件数 年代別上位5位

順位	17歳以下	18~29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	インターネットゲーム 30	不動産賃借 64	不動産賃借 53	不動産賃借 53	商品一般 71	化粧品 66	商品一般 74	工事・建築 56
2位	商品一般 4	エステサービス/役務その他サービス 37	役務その他サービス 29	商品一般 38	不動産賃借 57	商品一般 55	工事・建築 55	商品一般 49
3位	アダルト情報 4	医療サービス 25	商品一般 28	化粧品 27	役務その他サービス 48	役務その他サービス 47	健康食品 48	役務その他サービス 47
4位	他のシャツ/他の教養娯楽等情報配信サービス/化粧品 3	修理サービス 23	医療サービス 22	役務その他サービス 24	健康食品 47	工事・建築 46	役務その他サービス/化粧品 47	健康食品 30
5位	教養娯楽品その他/役務一般/コンサート 2	商品一般 21	修理サービス 17	修理サービス 22	化粧品 45	健康食品 41	不動産賃借 18	新聞/化粧品 24



発行元：横浜市消費生活総合センター  
電話相談受付 045-845-6666  
平日 9時から18時  
土曜・日曜 9時から16時45分

センターホームページ参照

